

令和 8 年

第 2 回 由 利 本 荘 市 議 会
定例会（6 月）追加提出議案

令和 8 年 6 月 1 7 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和 8 年第 2 回由利本荘市議会定例会（6 月）追加提出議案一覧表		ページ
議案第 1 4 4 号	物品（岩城地域・大内地域スクールバス）購入契約の締結について	1
議案第 1 4 5 号	市営住宅家賃請求裁判の和解について	2

議案第 144 号

物品（岩城地域・大内地域スクールバス）購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 岩城地域・大内地域スクールバスの購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 25,139,400円
(うち取引に係る消費税額 2,285,400円)
- 4 契約物件 岩城地域・大内地域スクールバス 3台
- 5 契約の相手方 由利本荘市上大野143-1
秋田トヨペット株式会社 本荘店
店長 山本 芳則

令和8年6月17日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

物品（岩城地域・大内地域スクールバス）の購入契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 4 5 号

市営住宅家賃請求裁判の和解について

秋田地方裁判所本荘支部令和 8 年（ワ）第 5 号市営住宅家賃請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 秋田地方裁判所本荘支部令和 8 年（ワ）第 5 号市営住宅家賃請求事件

2 当事者 原告 由利本荘市
被告

3 和解内容

（1）被告は、原告に対し、本件債務として次の合計 2 2 2 万 1 2 3 0 円の支払義務があることを認める。

① 本件建物の、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日までの市営住宅家賃（以下「家賃」という。）合計 2 1 9 万 5 7 0 0 円

② 支払督促手続費用 1 万 0 2 0 0 円

③ 仮執行宣言手続費用 1 3 3 0 円

④ 訴訟手数料 1 万 4 0 0 0 円

（2）被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、原告指定の方法により支払う。

① 令和 8 年 6 月から令和 1 2 年 1 月まで、毎月末日限り 5 万円ずつ

② 令和 1 2 年 2 月 2 8 日限り 2 万 1 2 3 0 円

（3）原告は、第 2 項により支払われた金員を、第 1 項の②、第 1 項の③、第 1 項の④、第 1 項の①の家賃のうち納期限の新しいもの、の順に充当する。

（4）被告が第 2 項の分割金の支払を 2 回以上怠り、かつ、その額が 1 0 万円に達した時は、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の金員（第 2 項による既払金があるときはその額を控除した残額）を直ちに支払う。

（5）被告は、原告に対し、令和 8 年 6 月 1 日以降の家賃については、毎月末日限り、原告指定の方法により支払うことを約束する。

（6）原告は、被告に対し、本荘簡易裁判所令和 8 年（ロ）第 2 1 号仮執行宣言付支払督促

に基づく強制執行をしない。

(7) 原告は、その余の請求を放棄する。

(8) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は、第1項の②から④までを除き、各自の負担とする。

令和8年6月17日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本件について、裁判官から和解案が提示されたこと及び当事者間の協議が整ったことから和解するにあたり、議会の議決を得ようとするものである。